

大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（第1回）

議事次第

1 日 時 平成24年11月21日（水）16：00～18：00

2 場 所 文部科学省旧文部省庁舎6階 第2講堂

3 議 題 大学設置認可の在り方の見直しについて

4 配付資料

資料1 設置要項・名簿（文部科学大臣決定）

資料2 大学の設置認可制度について

資料3 設置認可に係る平成15年の規制改革の概要

資料4 公私立大学の新設に係る申請・認可状況（直近15年間）

資料5 平成21年度以降に開設された大学・短期大学の学部等の分野

資料6 私立大学の入学定員充足状況（平成24年度）

資料7 近年の大学・短大数の推移（昭和40～平成24年度）等

大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会

平成24年11月20日
文部科学大臣決定

1. 趣旨

大学の設置認可の在り方について見直し、大学教育の質の向上を図るため、大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（以下「検討会」という。）を設ける。

2. 検討事項

検討会は、大学等の設置認可に関し、次の事項について検討を行う。

- (1) 審査基準の在り方
- (2) 審査体制の在り方
- (3) 審査プロセス、スケジュールの在り方

3. 実施方法

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員により構成する。
- (2) 必要に応じ、別紙の委員に加えて、他の有識者を参画させることができる。

4. 委嘱期間

委員の委嘱期間は、設置の日から検討会としての意見のとりまとめが終了するときまでとする。

5. その他

- ・ 検討会に関する庶務は、高等教育局高等教育企画課が処理する。
- ・ この決定に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会委員

- 相川 順子 一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長、青森県
高等学校PTA連合会会長
- 今村 久美 特定非営利活動法人NPOカタリバ代表理事
- (座長) 浦野 光人 株式会社ニチレイ代表取締役会長、公益財団法人産業
教育振興中央会理事長
- 及川 良一 東京都立三田高等学校長、全国高等学校長協会会長
- 尾崎 正直 高知県知事
- 北山 禎介 株式会社三井住友銀行取締役会長、公益社団法人経済
同友会副代表幹事・教育問題委員会委員長
- 黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長
- 佐藤 東洋士 学校法人桜美林学園理事長・総長、大学設置・学校法
人審議会会長
- 佐野 慶子 公認会計士、日本公認会計士協会常務理事
- 清家 篤 慶應義塾塾長、全私学連合代表
- 寺島 実郎 一般財団法人日本総合研究所理事長、多摩大学学長
- 濱田 純一 東京大学総長、一般社団法人国立大学協会会長
- 林 文子 横浜市長

大学の設置認可制度について

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要（学校教育法第4条第1項第一号）。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要（同法第95条）。

【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科

※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない（届出で足りる）

【審査の基準】

教学面及び財政計画・管理運営について、それぞれ以下の基準に基づいて審査

①教学面：文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に
係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があって一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

全体の設置計画についての審査

【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

【教育課程】

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。
- ・学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されていること。
- ・授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して単位数が定められていること。

【教員組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。
- ・教育上主要と認める授業科目について専任の教授又は准教授に担当させていること。
- ・教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されていること。

【名称、施設・設備等】

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

②財政計画・管理運営：文部科学省告示として「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」が定められており、これに基づいて学校法人分科会において審査。**【施設・設備の整備状況】**

- ・校地並びに施設及び設備等について、教育研究上支障なく整備されていること。
（校地及び施設は原則、自己所有であること。但し一定の要件の下に借用可。）

【設置経費】

- ・施設及び設備の設置経費が標準設置経費（※）を下回っていないこと。

【経常経費】

- ・人件費等の経常経費については、標準経常経費（※）を下回っていないこと。

【設置に必要な財源】

- ・設置経費と開設年度の経常経費のために必要な財源を、原則、申請時に全額自己財源として収納していること。

【管理運営】

- ・大学等を設置するにふさわしい管理運営体制（役員の構成、専任事務職員の設置、諸規程の整備など）が整備されていること。

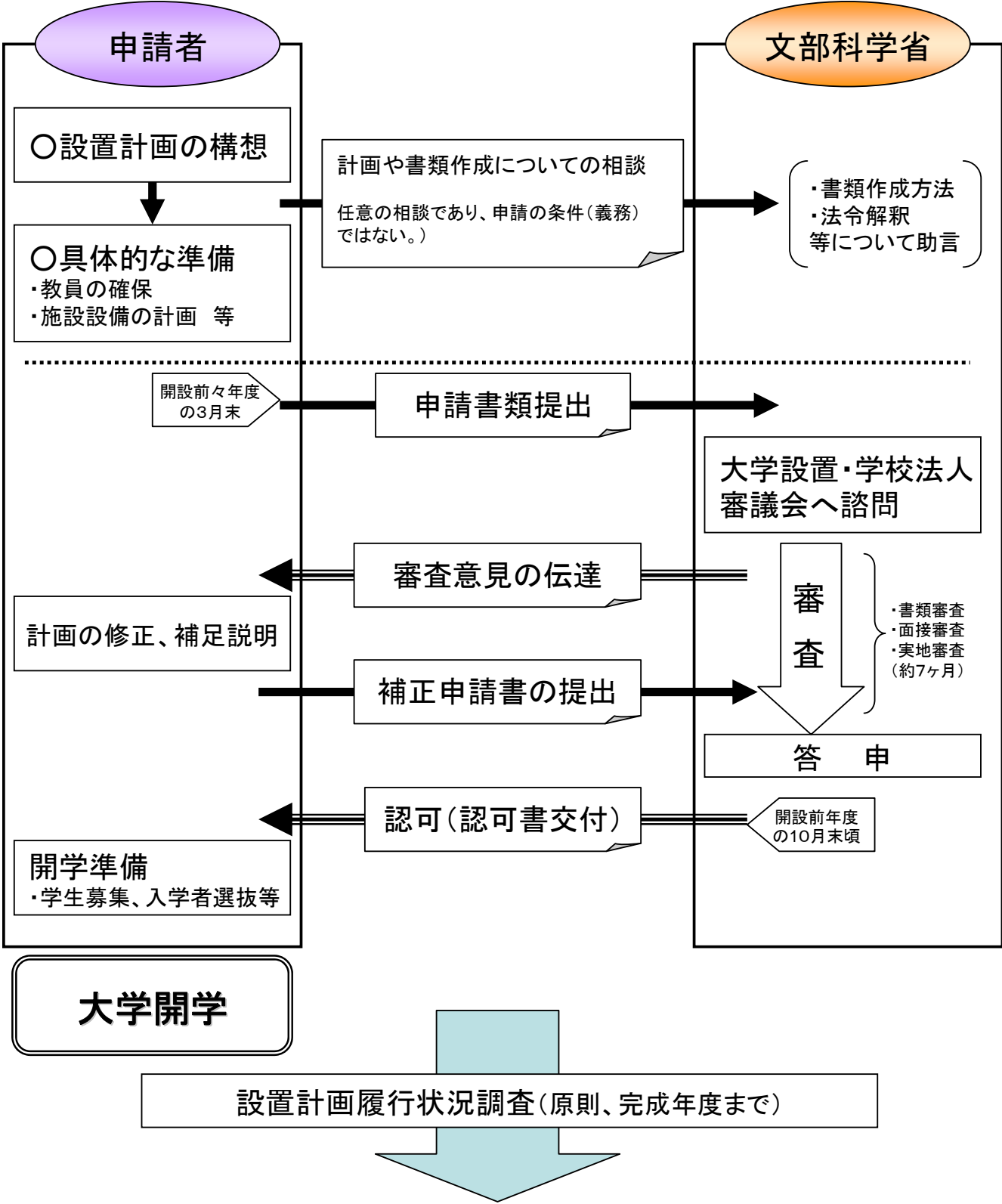
※ 設置基準上の最低基準をベースに算定した、大学等の設置のために必要な最低限度の設備等又は人件費等に係る経費。

※ 教員組織、校舎等の施設及び設備については、文部科学省告示において、段階的な整備が認められている。

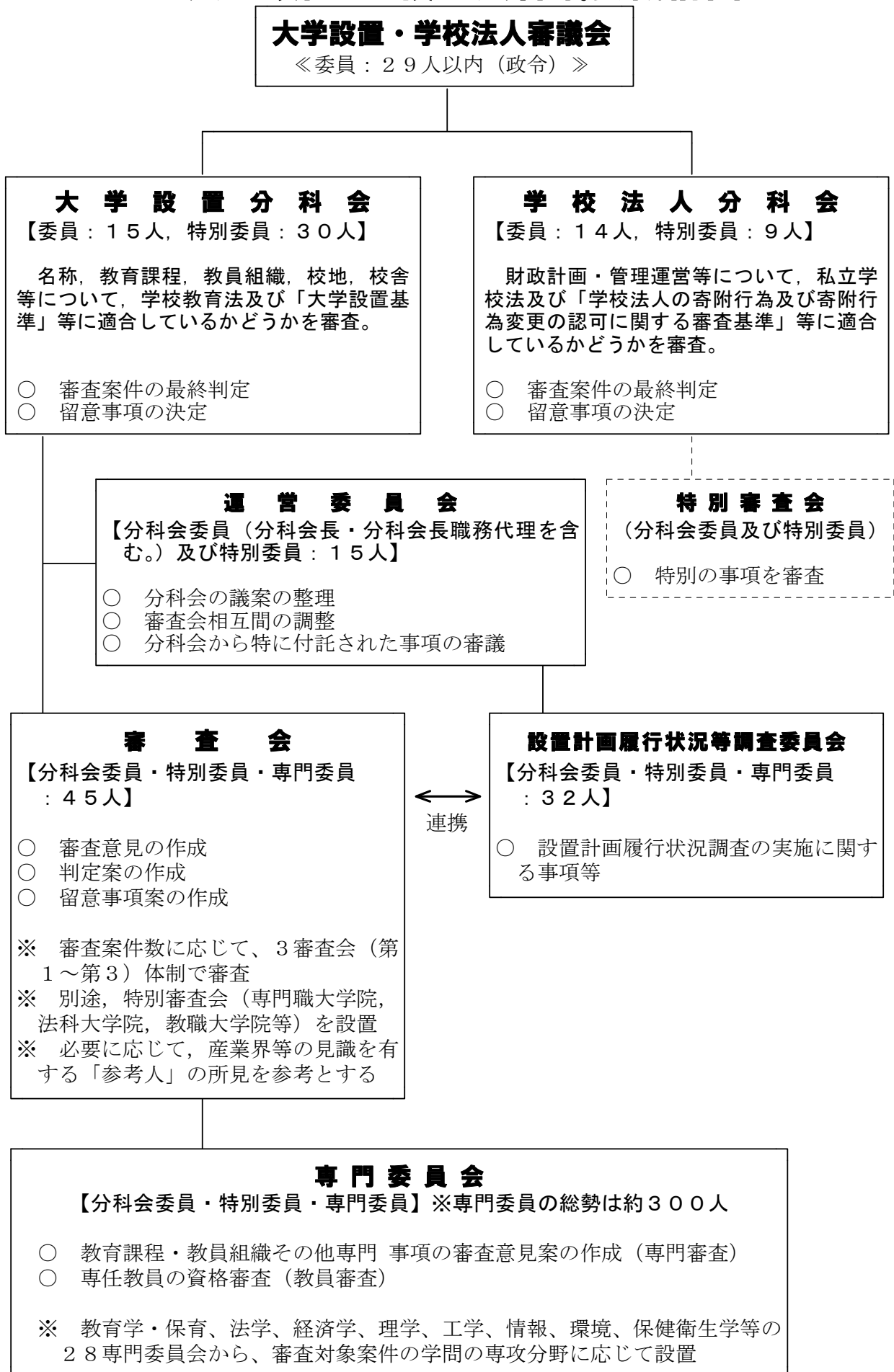
【設置認可までの流れ】（審議会における審査の流れについては別紙「審査スケジュール」参照）

- ①設置認可の申請（大学新設：3月末、学部等新設：5月末）
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査（大学新設：7ヶ月、学部等新設5ヶ月）
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定（10月末頃）

大学を設置するまでの流れ



大学設置・学校法人審議会機構図



大学設置・学校法人審議会委員名簿

任期:平成24年4月1日～平成26年3月31日

(大学設置分科会)

あさだ 浅田	なおき 尚紀	広島市立大学長・理事長
えんどう 遠藤	けいこ 恵子	山形県立米沢女子短期大学長・理事長
おびの 帯野	くみこ 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役
かつ 勝	えつこ 悦子	明治大学副学長
こすぎ 小杉	れいこ 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
さいとう 齋藤	やすし 康	千葉大学長
さとう 佐藤	こうき 弘毅	目白大学長・目白大学短期大学部学長
◎ 佐藤	とよし 東洋士	学校法人桜美林学園理事長・総長
しばさき 柴崎	しんぞう 信三	ジャーナリスト
すずき 鈴木	のりひこ 典比古	公益法人大学基準協会専務理事
とりかい 鳥飼	くみこ 玖美子	立教大学特任教授
はぎもと 萩本	かずお 和男	NTT先端技術総合研究所所長
はった 八田	えいじ 英二	同志社大学長・理事長
○ 羽入	さわこ 佐和子	お茶の水女子大学長
ひぐち 樋口	よしお 美雄	慶應義塾大学商学部長

(学校法人分科会)

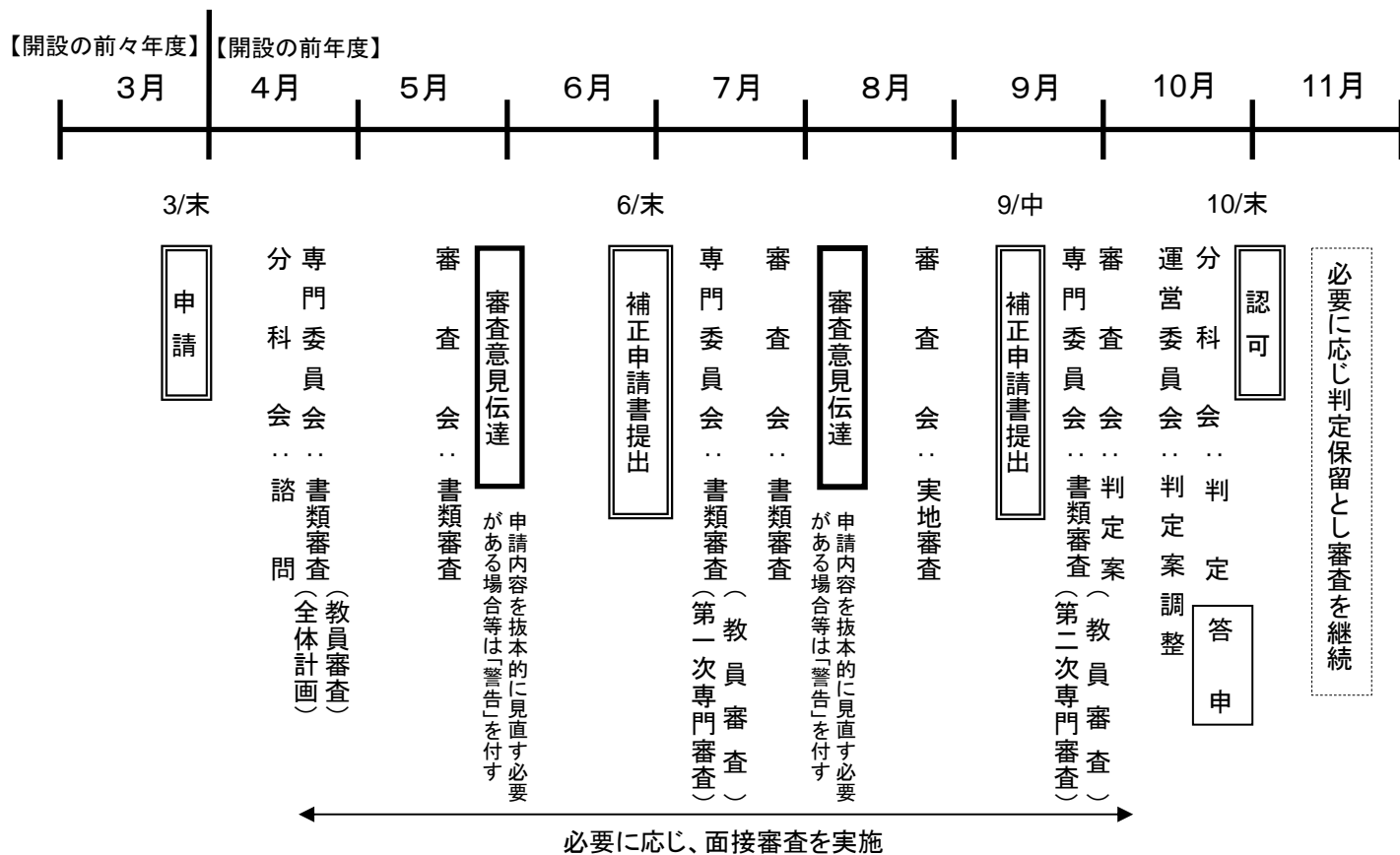
うらの 浦野	みつと 光人	株式会社ニチレイ代表取締役会長
おぎの 荻野	みさこ 美佐子	上智大学総合人間科学部教授
おぼら 小原	よしあき 芳明	学校法人玉川学園理事長・大学長
さかね 坂根	やすひで 康秀	学校法人山内学園理事長・香蘭女子短期大学長
さの 佐野	けいこ 慶子	公認会計士・日本公認会計士協会常務理事
しみず 清水	きとし 敏	学校法人早稲田大学常任理事・副総長
たかやなぎ 高柳	もとあき 元明	学校法人東北薬科大学理事長・大学長
○ 中村	りょういち 量一	学校法人中村学園理事長
◎ 日高	よしひろ 義博	学校法人専修大学理事長・大学長
ふくはら 福原	ただひこ 紀彦	学校法人中央大学理事・総長・大学長
ふくもと 福元	ゆうじ 裕二	学校法人永原学園理事長・大学・短期大学部学長
ふじおか 藤岡	いちろう 一郎	学校法人京都産業大学理事・大学長
ふるさか 古阪	さちよ 幸代	三機工業株式会社ファシリティシステム事業部ワークプレイス戦略部長
もりた 森田	のぶこ 伸子	日本女子大学人間社会学部教授

◎:分科会長、○:分科会長職務代理

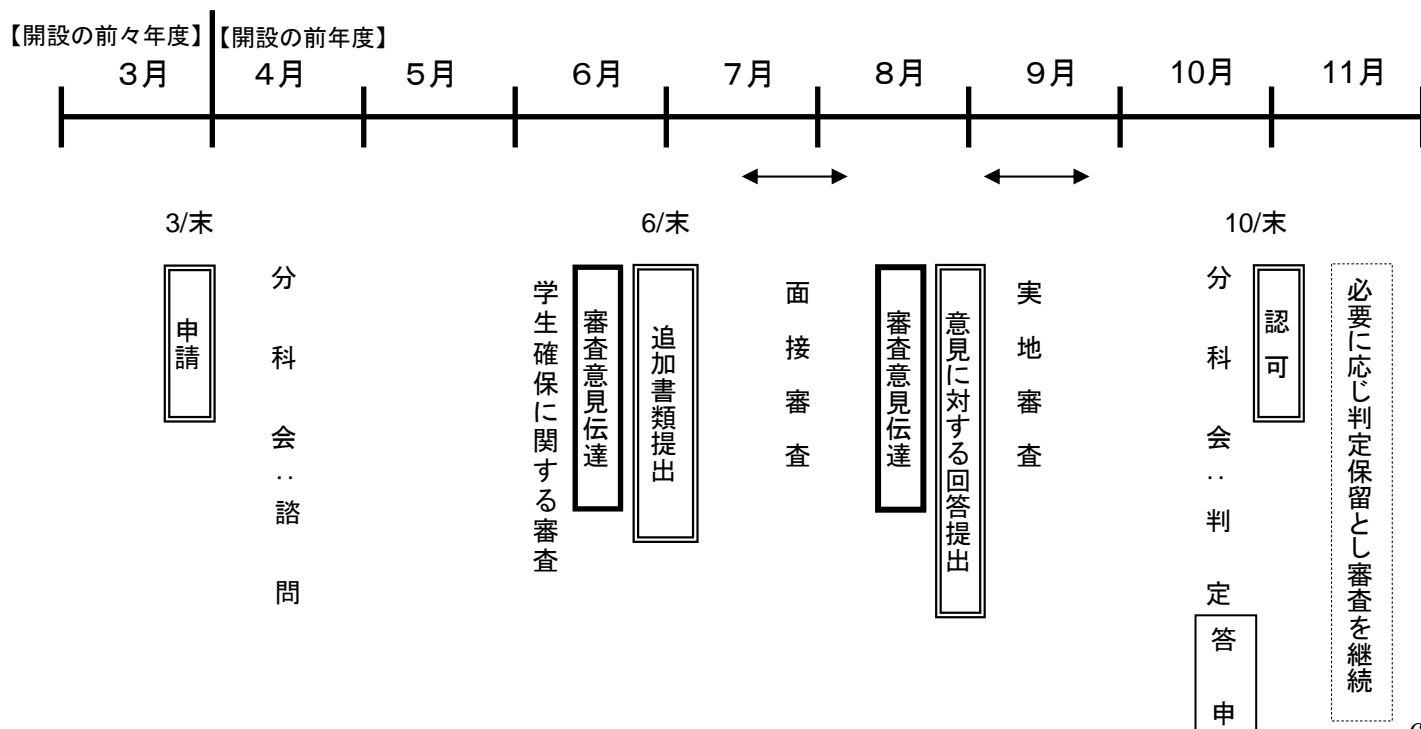
審査スケジュール

— 大学新設の場合 —

○設置認可関係(大学設置分科会)



○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



設置認可に係る平成15年の規制改革の概要

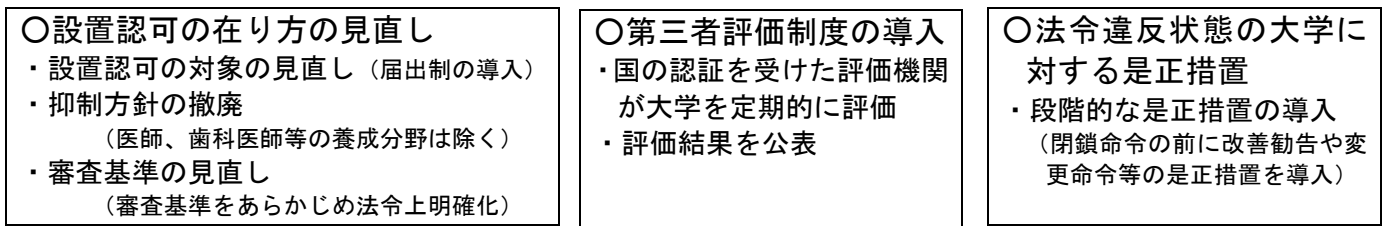
【規制改革の動き】

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

- 高等教育における自由な競争環境の整備
 - ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
 - ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
 - ・第三者による継続的な評価制度の導入

【中央教育審議会の提言】

- 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月 答申）
 「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」



- ①設置認可の見直し（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）
 - 届出制度の導入（学校教育法の改正）
 - ・既設の学部等の再編など、大学が授与する学位の種類と分野に変更がない場合は届出で組織改編ができるようにする。
 - 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
 - ・大学等の設置を抑制してきた方針を撤廃。（医師、歯科医師等の養成分野は除く。）
 - ・大都市圏の大学等の設置抑制を撤廃。（工業（場）等制限法の廃止に伴う措置）
 - 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）
 - ・審議会内規等で定められていた審査基準について、一覧性を高め、明確化を図る観点から原則として告示以上の法令に規定し直す。
 - ・同時に従来 of 個々の基準の必要性を吟味し、整理を図る。
- ②認証評価制度の導入（平成16年度より適用）（学校教育法の改正）
 - ・全ての大学が7年ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の評価を受けることを義務付け
 - ・認証評価機関は評価結果を公表する。
- ③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年度より適用）（学校教育法の改正）
 - ・法令違反状態の大学に対する法的措置として、従来の「閉鎖命令」に加え、その前段階として「改善勧告」、「変更命令」を規定し、早期の改善を促す。
 - ・改善勧告等を行うために必要がある場合、大学に対し報告や資料提出を求められるようにする。

これまでの大学設置認可制度に係る主な規制緩和

※昭和50年代以降、私立大学の新設については、原則として、抑制する方針がとられていた。

【平成元年】

○大学院の教員資格を拡大（研究上の業績はないが、専攻分野について特に優れた実務上の経験や業績を有する者を追加）

【平成3年】

○一般教育と専門教育の改善（一般教育と専門教育の区分や、一般教育内の科目区分（外国語、保健体育など）の廃止）

○卒業要件の簡素化（科目区分ごとに必要な修得単位数→卒業するために必要な総単位数）

○一般教育や専門教育の科目区分ごとに定める必要教員数の撤廃

【平成5年度（審査）】

○大学の設置は原則抑制（必要性の高いもの（看護職員の養成分野、情報、社会福祉、医療技術、先端科学技術など特別の人材養成に係るもの）は認める）

【平成7年度（審査）】

○審査期間を短縮（（例）大学の新設 20カ月→15カ月）

【平成10年】

○校地の基準面積を緩和（校舎面積の6倍→校舎面積の3倍）

【平成11年度（審査）】

○非常勤講師等の資格審査を廃止

【平成12年】

○校地の自己所有要件の緩和（自己保有比率1/2以上→1/3以上）

【平成13年度（審査）】

○審査期間を短縮（（例）大学の新設 15カ月→8カ月）

○校舎の自己所有要件の緩和（【大学院校舎】すべて自己所有→借用でも可）

○設置経費の財源要件の見直し（現金預金のみで保有→有価証券による保有可）

【平成15年度（審査）】

○設置審査の準則化（審議会内規等で定める審査基準→法令上明確化）

○届出設置の制度化（設置の前後において学位の種類及び分野に変更がない場合は、届出により学部等の設置が可能）

○大学設置の抑制方針の撤廃（医師養成、教員養成等の一部の分野を除く）

○工業（場）等制限法（国土交通省所管）の廃止に伴う大学都市圏における大学設置の制限の撤廃

【平成16年（審査）】

○校舎の自己所有要件の緩和

（【学部校舎】すべて自己所有→必要最小面積を超える部分は借用可）

○設置経費の財源の保有要件の見直し（設置経費への借入金充当可）

【平成17年（審査）】

○大学設置の抑制分野から教員養成を撤廃

【平成19年度（審査）】

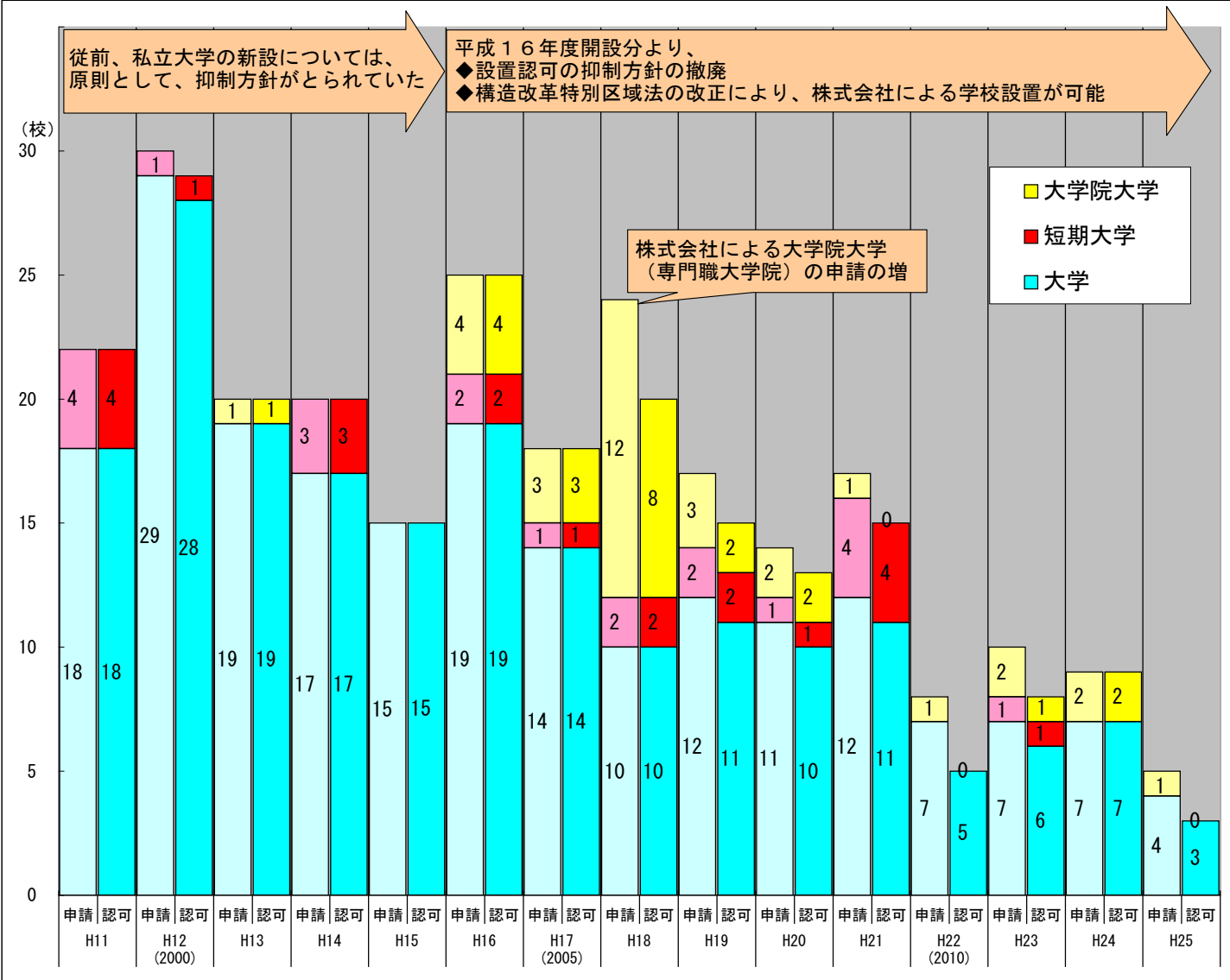
○校地・校舎の自己所有要件の緩和（すべて借用可）

【平成20年度（審査）】

○審査において、特段の意見等が付されなかった場合は早期の認可が可

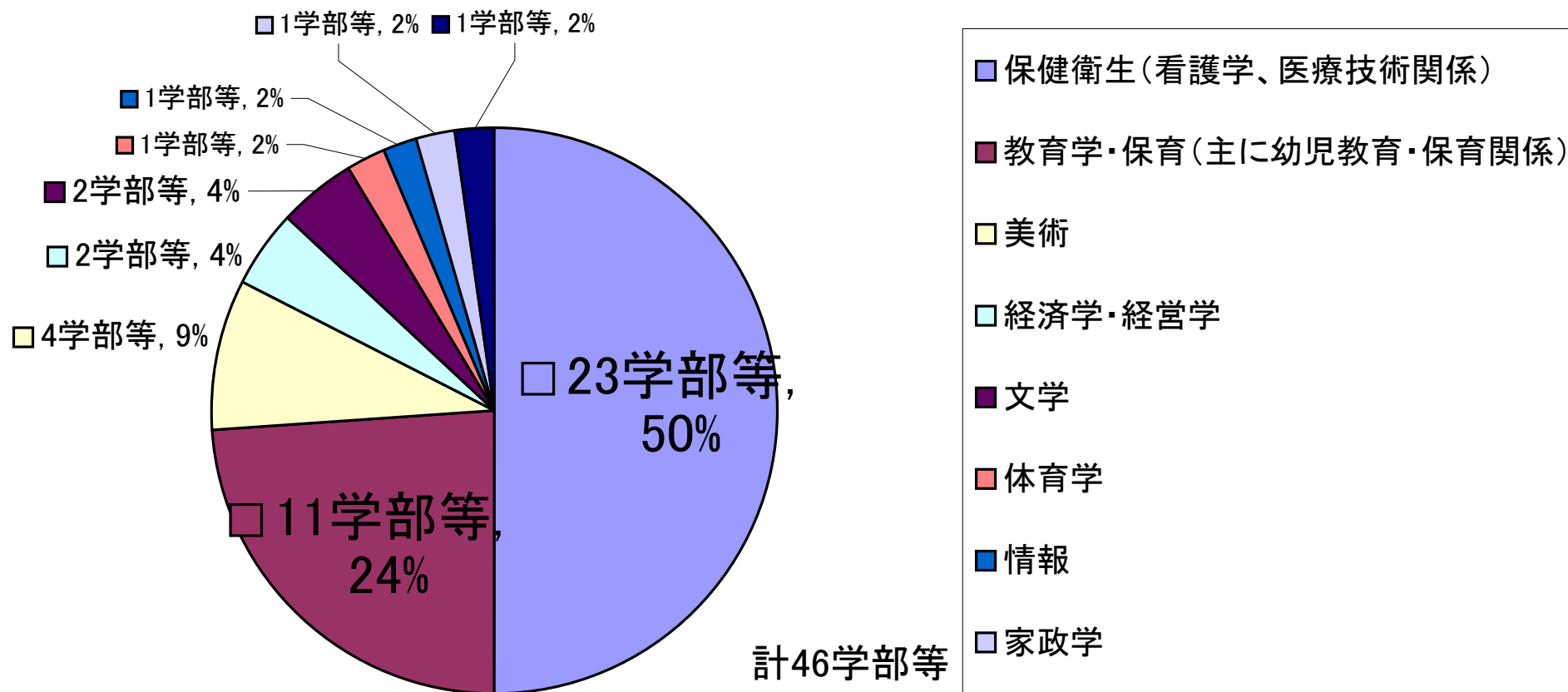
公私立大学の新設に係る申請・認可状況（直近15年間）

- 平成16、18年度に申請件数が増加したが、その後は減少傾向にある。
- また、平成18年度以降、申請の取下げや不認可となる案件が増えている。



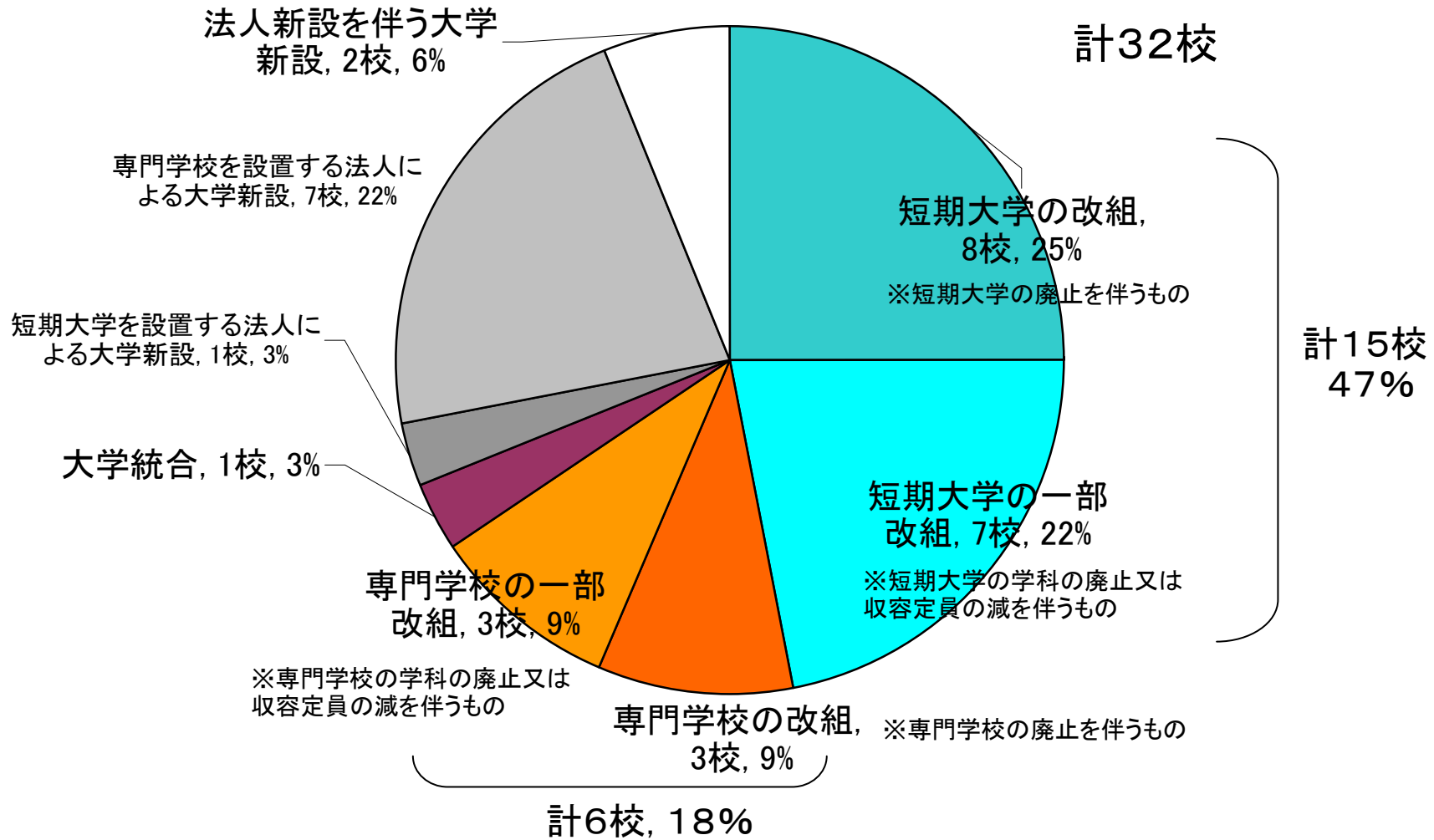
開設年度		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
大学	申請	18	29	19	17	15	19	14	10	12	11	12	7	7	7	4
	認可	18	28	19	17	15	19	14	10	11	10	11	5	6	7	3
	不認可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取下げ	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	1	0	1
短期大学	申請	4	1	0	3	0	2	1	2	2	1	4	0	1	0	0
	認可	4	1	0	3	0	2	1	2	2	1	4	0	1	0	0
	不認可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学院大学	申請	0	0	1	0	0	4	3	12	3	2	1	1	2	2	1
	認可	0	0	1	0	0	4	3	8	2	2	0	0	1	2	0
	不認可	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1
	取下げ	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	1	0	0
計	申請	22	30	20	20	15	25	18	24	17	14	17	8	10	9	5
	認可	22	29	20	20	15	25	18	20	15	13	15	5	8	9	3
	不認可	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1
	取下げ	0	1	0	0	0	0	0	2	2	1	1	3	2	0	1

平成21年度以降に開設された大学・短期大学の学部等の分野



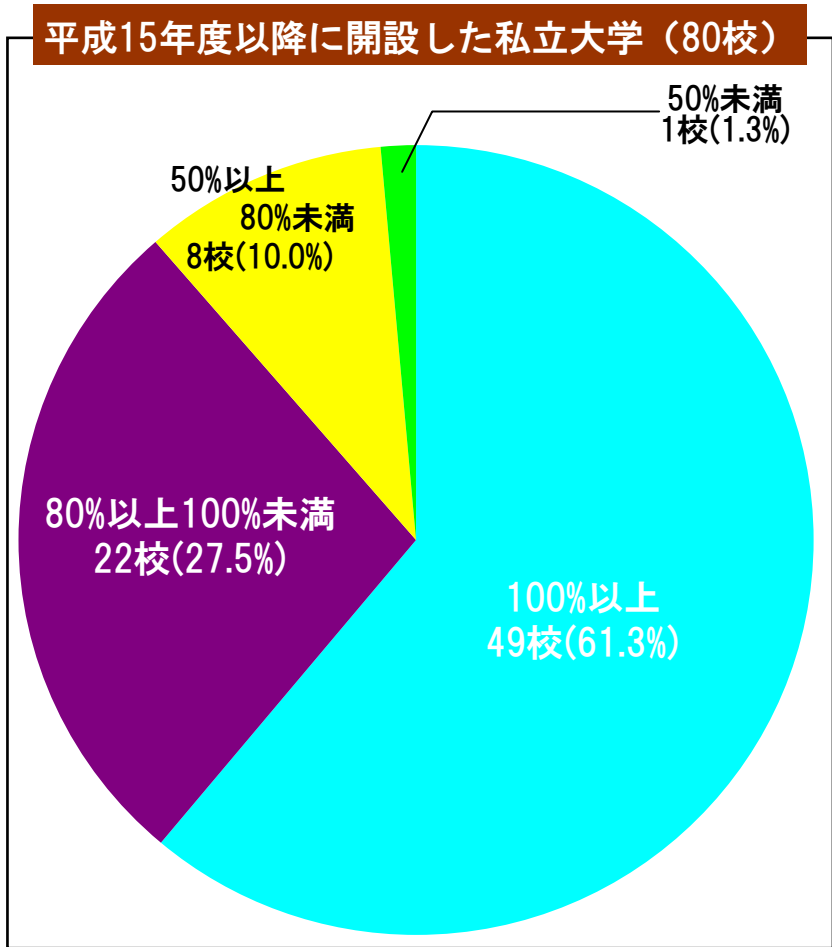
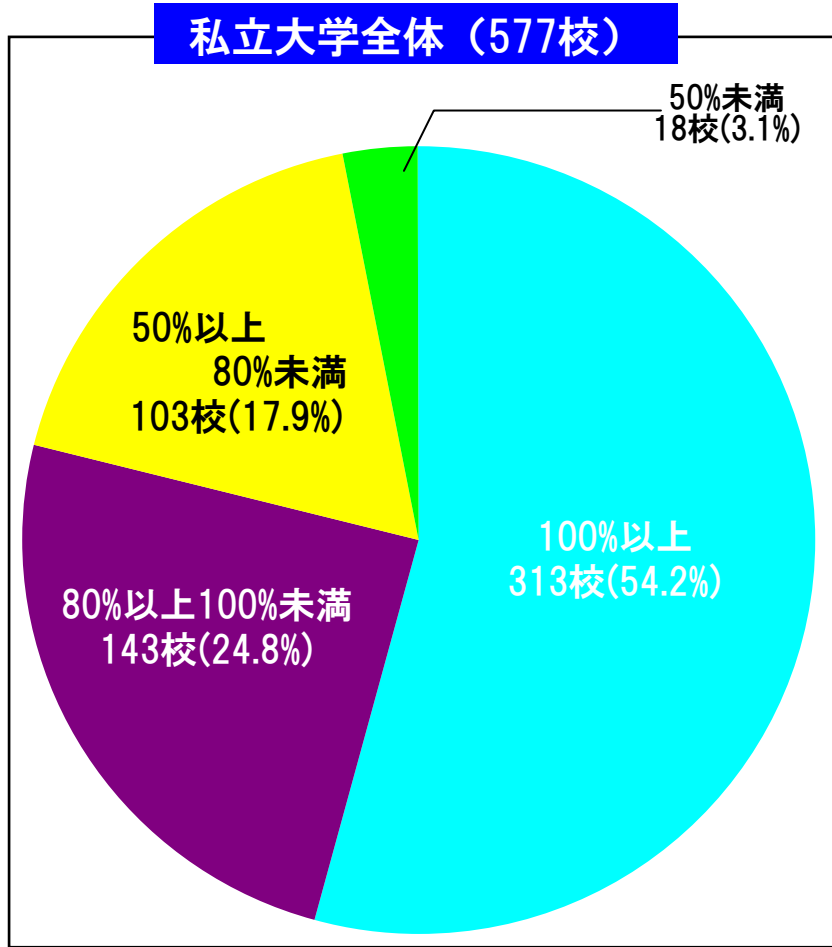
※基本組織(大学は学部、短期大学は学科)単位で算出
 ※通信教育を含む
 ※大学院を除く

平成21年度以降に開設された大学の改組等の状況



私立大学の入学定員充足状況（平成24年度）

平成24年度に入学定員を充足した大学の割合は、私立大学全体（577校）よりも、平成15年度以降に開設した私立大学（80校）の方が高い。



※ 募集停止中等の大学、通信制課程・大学院のみを設置する大学は含めていない。
※ 入学定員充足率は、平成24年度に開設した大学は文部科学省のデータ、平成5年度から平成23年度までに開設した大学は日本私立学校振興・共済事業団のデータをもとに作成。

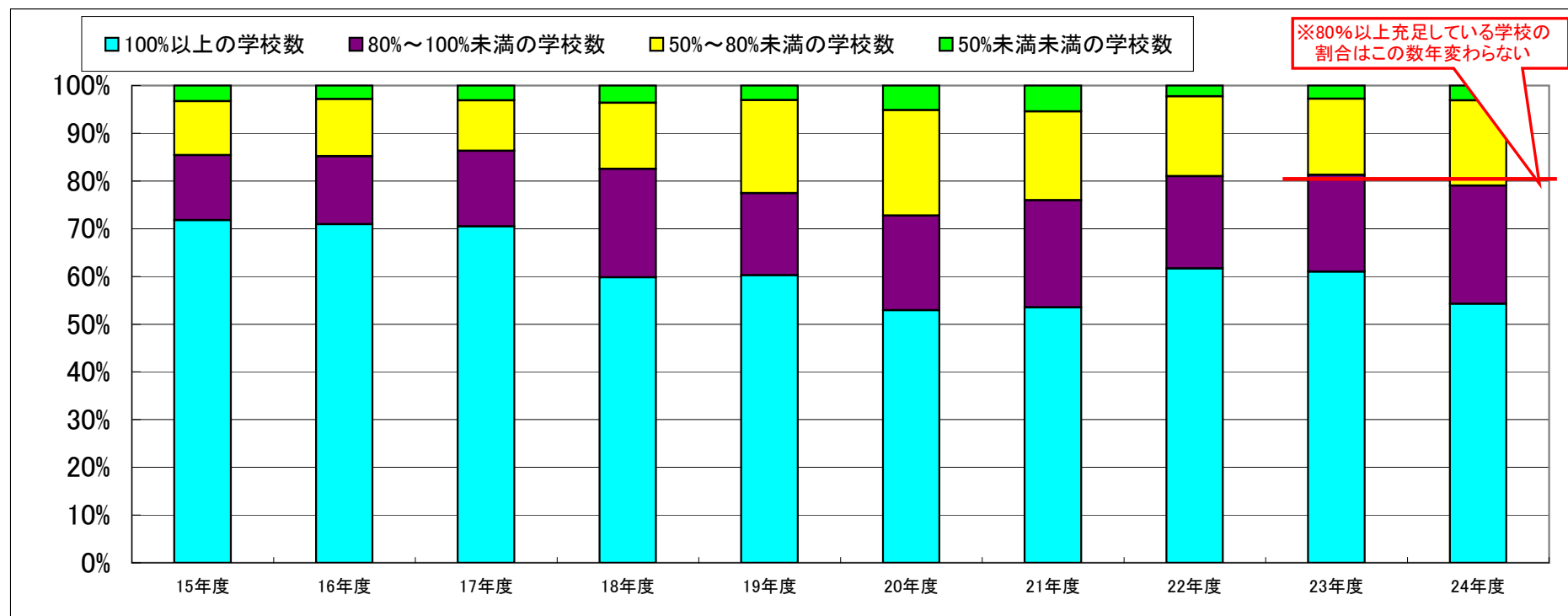
私立大学の入学定員充足状況の推移（平成15年度以降）

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
私立大学数	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577
100%以上の学校数	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313
割合	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%
80%～100%未満の学校数	71	76	86	125	96	112	128	110	116	143
割合	13.6%	14.3%	15.9%	22.7%	17.2%	19.8%	22.5%	19.3%	20.3%	24.8%
50%～80%未満の学校数	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103
割合	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%
50%未満未満の学校数	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18
割合	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%

入学定員未充足校	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264
割合	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%

充足率80%以上校	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456
割合	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%

(注)大学数には、学生募集停止中の大学、通信制課程・大学院のみを設置する大学は含まない。



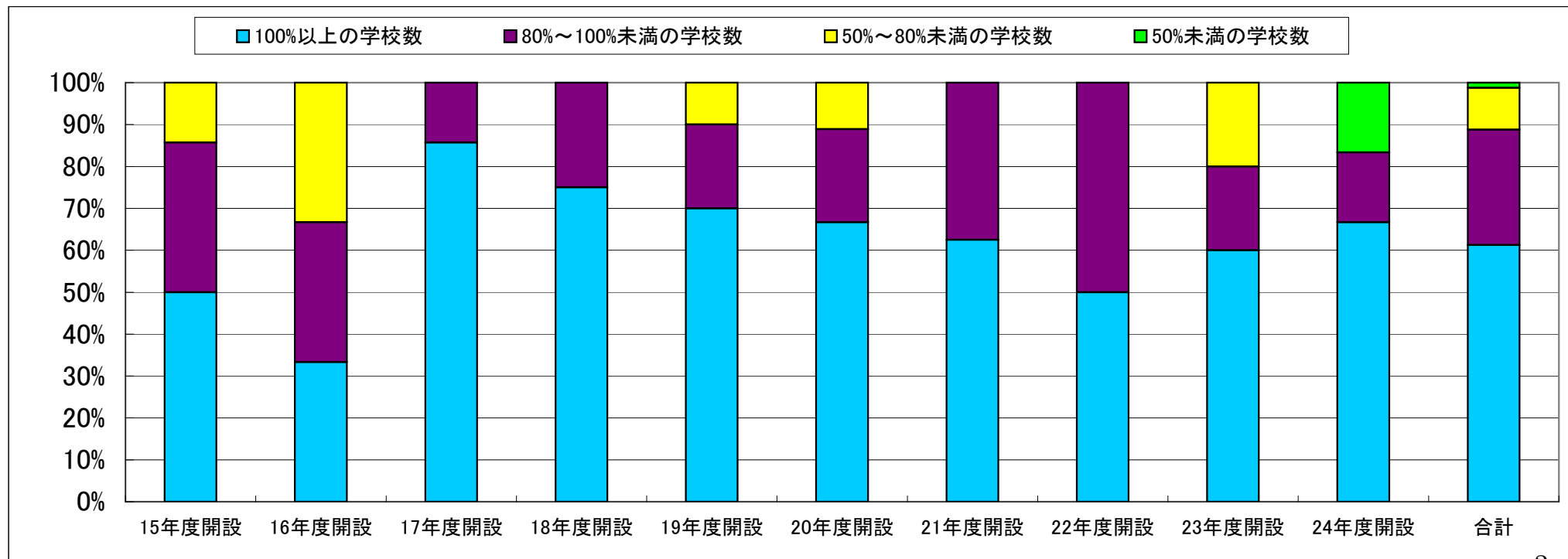
平成15年度以降に開設した私立大学の入学定員充足状況（平成24年度）

開設年度	15年度開設	16年度開設	17年度開設	18年度開設	19年度開設	20年度開設	21年度開設	22年度開設	23年度開設	24年度開設	合計
開設私立大学数	14	9	7	8	10	9	8	4	5	6	80
100%以上の学校数	7	3	6	6	7	6	5	2	3	4	49
割合	50.0%	33.3%	85.7%	75.0%	70.0%	66.7%	62.5%	50.0%	60.0%	66.7%	61.3%
80%～100%未満の学校数	5	3	1	2	2	2	3	2	1	1	22
割合	35.7%	33.3%	14.3%	25.0%	20.0%	22.2%	37.5%	50.0%	20.0%	16.7%	27.5%
50%～80%未満の学校数	2	3			1	1			1		8
割合	14.3%	33.3%	0.0%	0.0%	10.0%	11.1%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	10.0%
50%未満の学校数										1	1
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	1.3%

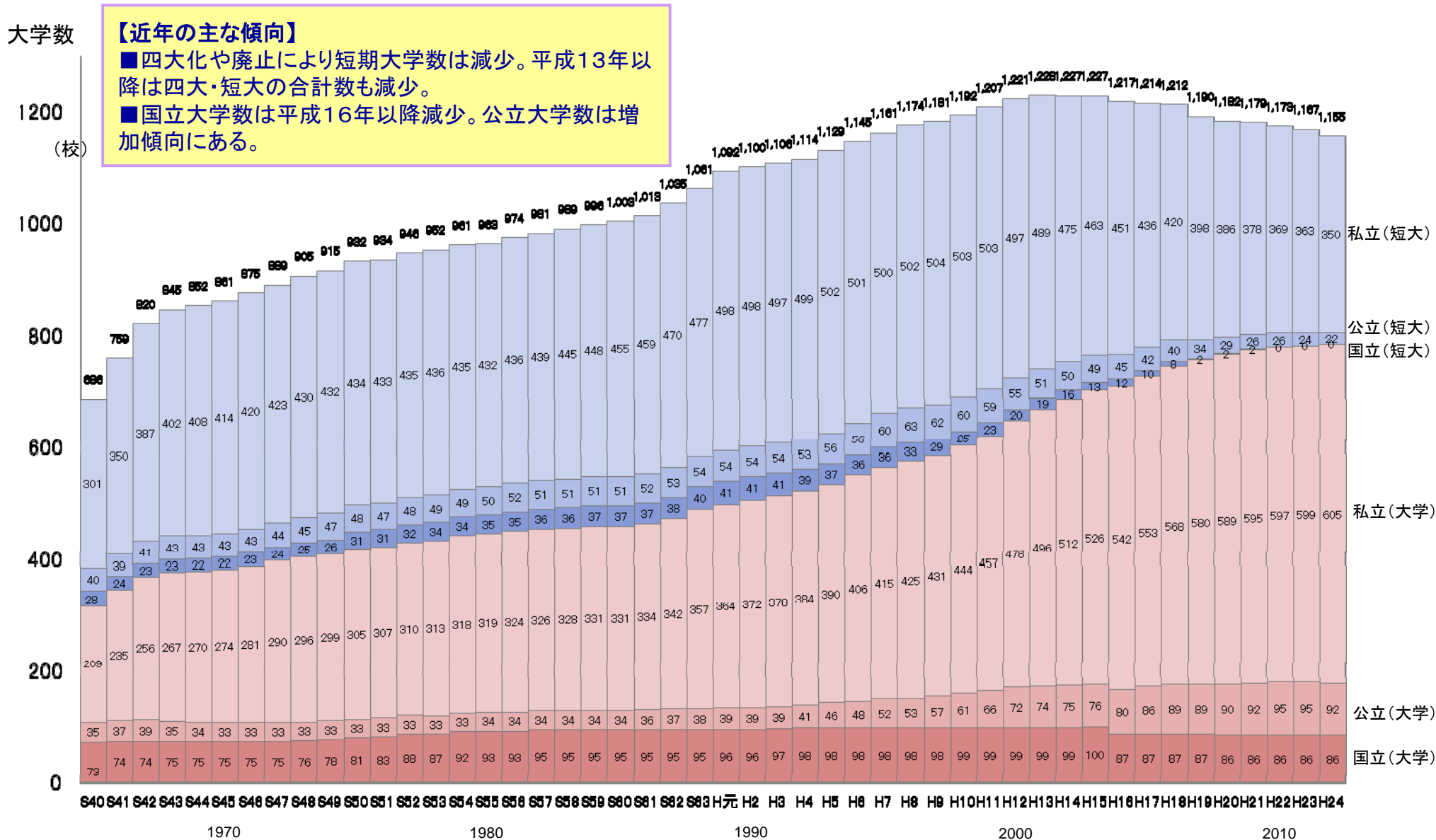
入学定員未充足学校数	7	6	1	2	3	3	3	2	2	2	31
割合	50.0%	66.7%	14.3%	25.0%	30.0%	33.3%	37.5%	50.0%	40.0%	33.3%	38.8%

充足率80%以上の学校数	12	6	7	8	9	8	8	4	4	5	71
割合	85.7%	66.7%	100.0%	100.0%	90.0%	88.9%	100.0%	100.0%	80.0%	83.3%	88.8%

(注)開設私立大学数には、募集停止中等の大学、通信制課程・大学院のみを設置する大学は含まない。



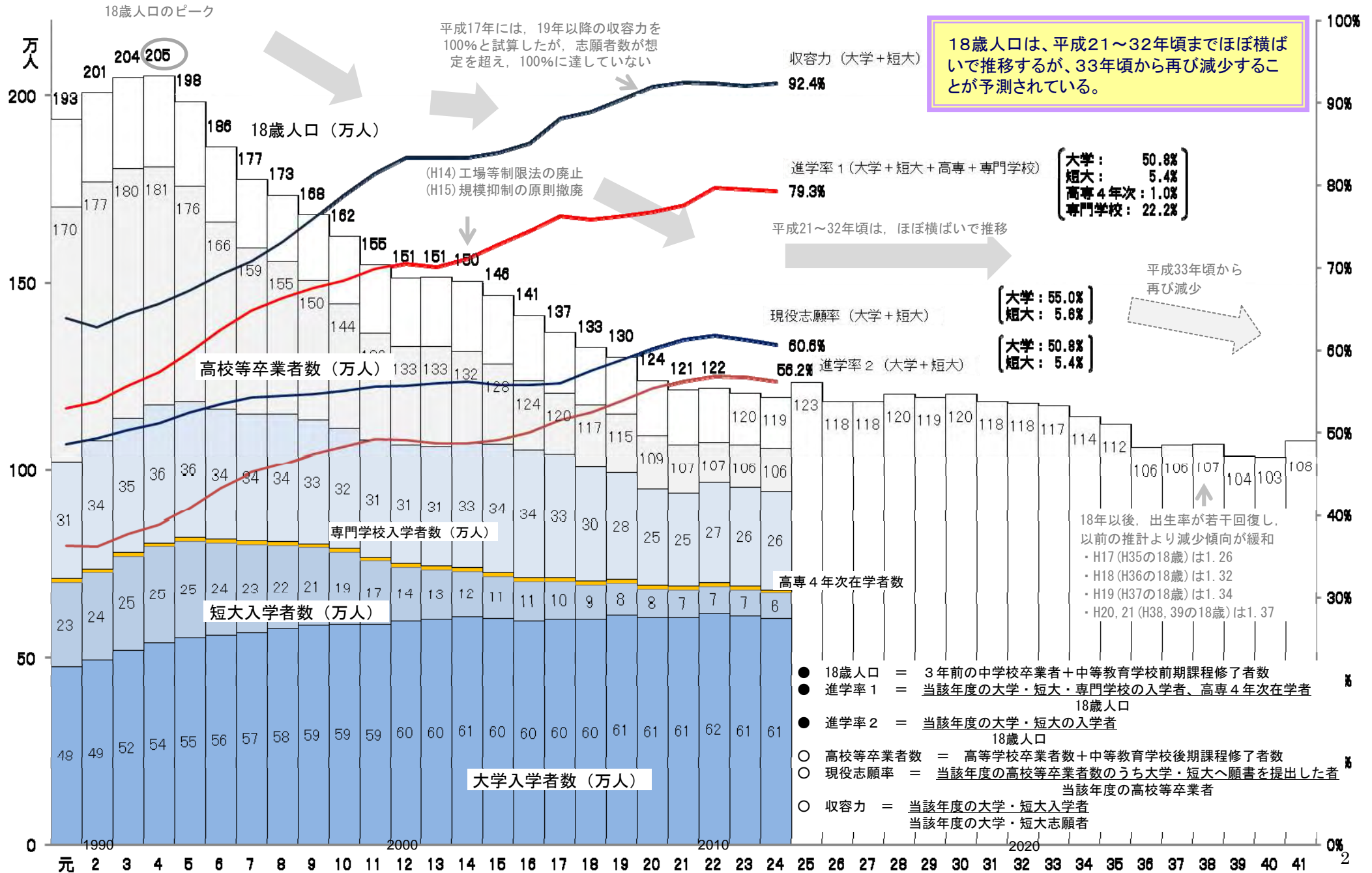
近年の大学・短大数の推移(昭和40～平成24年度)



※学生募集停止の学校も含む。
 ※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

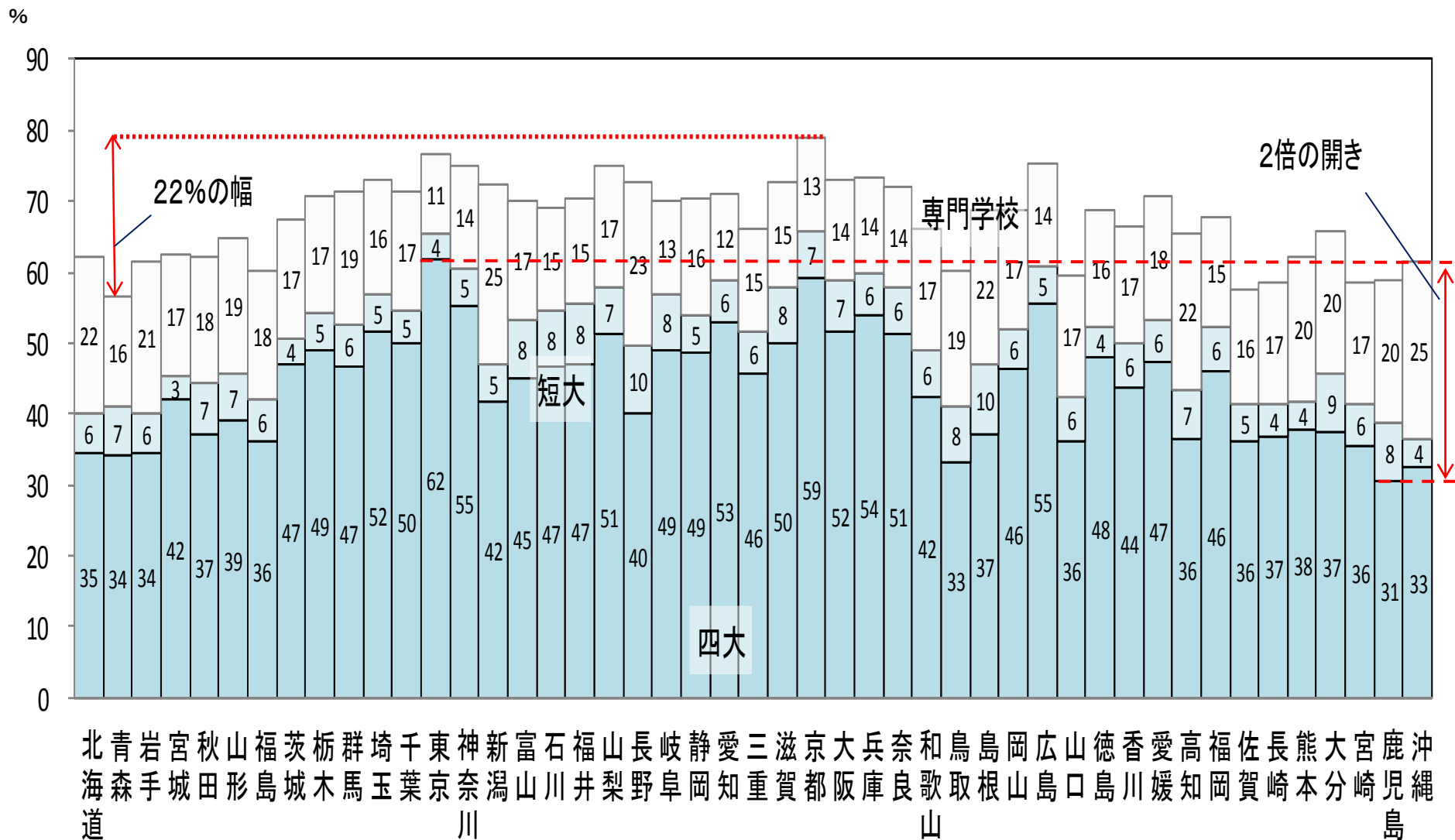
(出典)文部科学省「学校基本調査」
 (※平成24年度は速報値)

18歳人口と進学率等の推移（平成元年度以降）



都道府県別高校新卒者の大学・短大・専門学校進学率

- 平成23年度の都道府県別高校新卒者の進学率(大学・短大・専門学校)をみると、京都(79%),東京(77%)で高く、青森(57%),佐賀(58%)で低い。**京都と青森では22%の幅。**
- 四年制大学への進学率は、東京(62%)と鹿児島(31%)で**2倍の開き。**

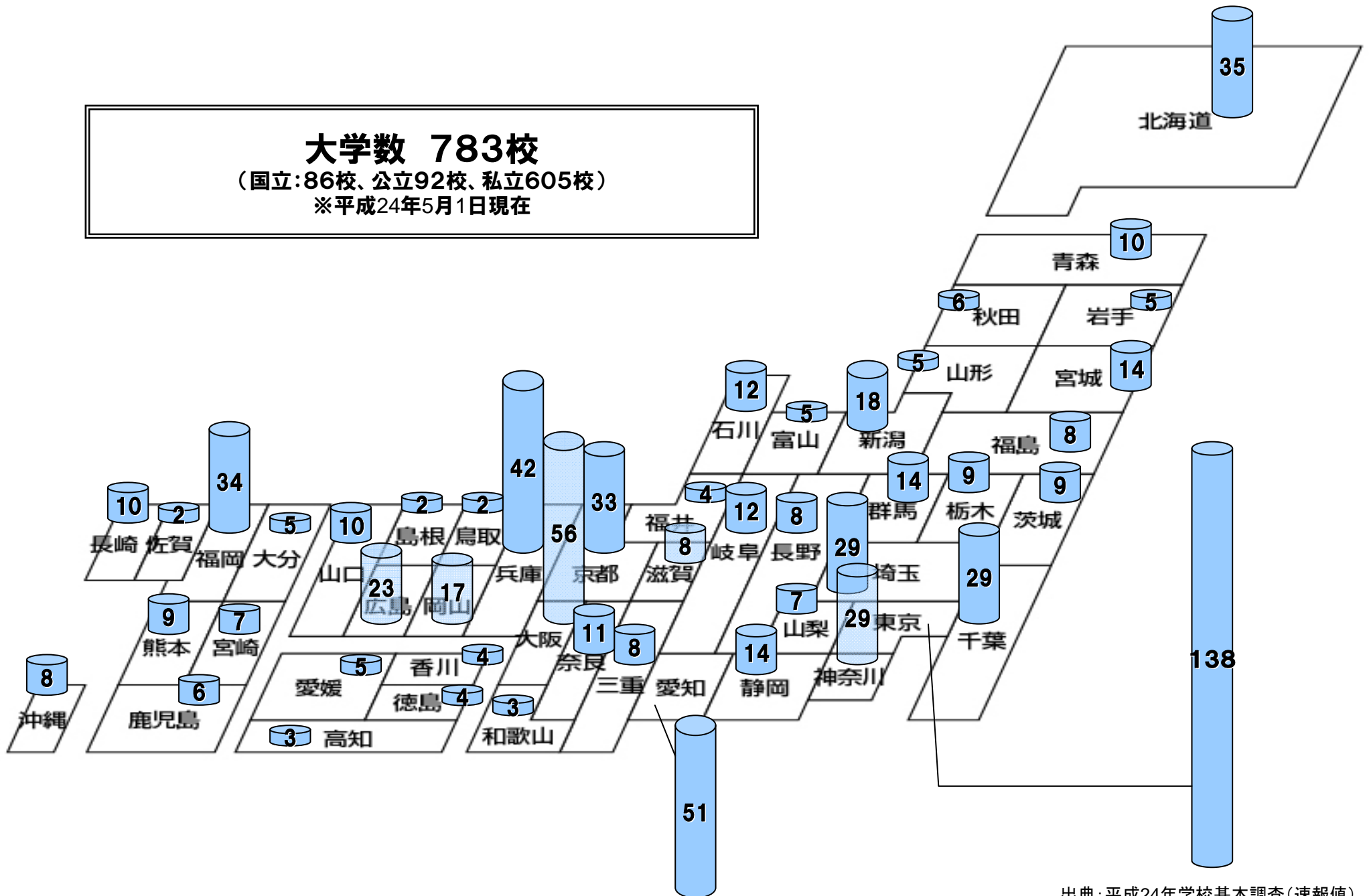


都道府県別大学数

大学数 783校

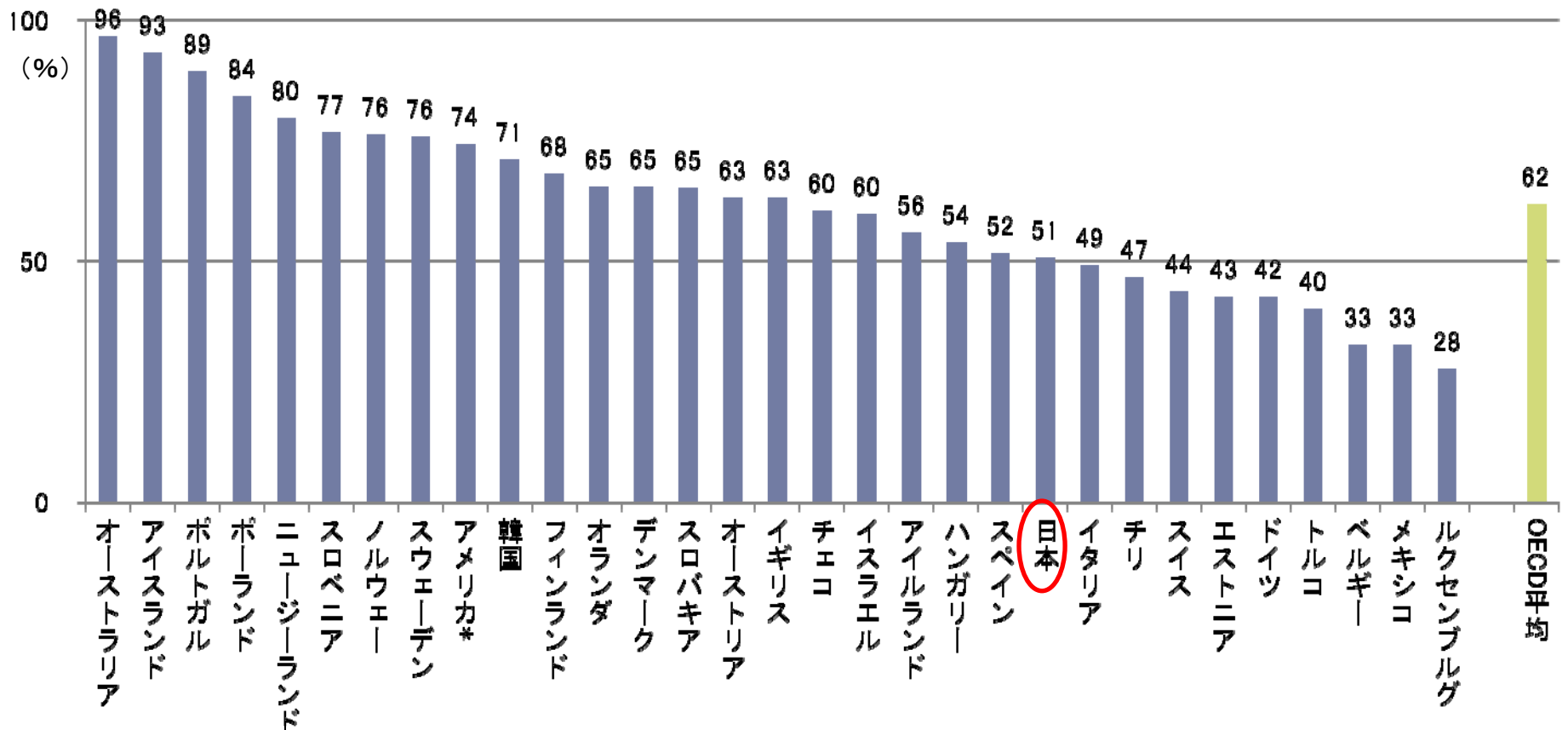
(国立:86校、公立92校、私立605校)

※平成24年5月1日現在



大学進学率の国際比較 (2010年(平成22年度))

○ 我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。



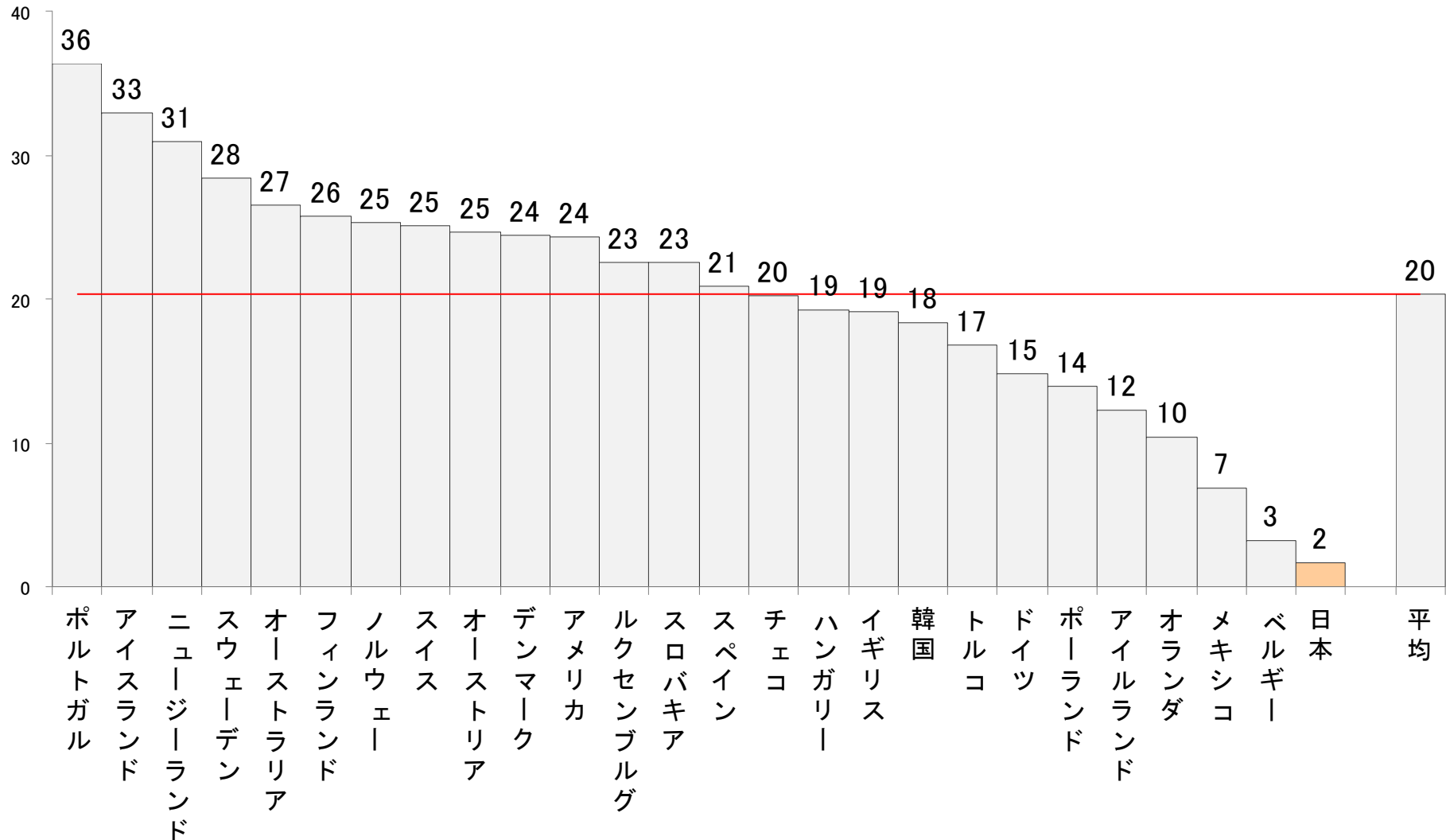
出典: OECD「図表でみる教育 2012年度版」を基に作成

*アメリカのみ、2年制の機関が含まれた値

このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。

25歳以上の学士課程への入学者の割合(国際比較)

諸外国は25歳以上の入学者の割合が平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本の社会人学生比率は約2%であり、大きな差があると推定される。



高等教育機関に在学する留学生の割合(国際比較)

高等教育全在学者に占める留学生の割合は、OECD平均は8.0%であるのに対して、日本は3.4%にとどまる。

